

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

## 内侍所臨時御神樂の意義について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 神鏡, 三種の神器, 内裏火災, 一条天皇, 後朱雀天皇 作成者: 伊東, 裕介, Ito, Yusuke メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000561">https://doi.org/10.57529/00000561</a>

# 内侍所臨時御神楽の意義について

伊東裕介

## はじめに

内侍所御神楽は、内侍所に奉安されている神鏡に対する儀礼である。この神鏡は天慶元年（九三八）の時点ですでに「伊勢大神分身」と認識され、ことにつれて祈禱が行われており、それを納める辛櫃は古くから「神明」と呼ばれるなど、「靈験」が「奇異」だったという<sup>①</sup>。内侍所御神楽を奏するという行為について、先行研究では寛弘二年（一〇〇五）の内裏火災に始まり、やがて恒例化していったとされるが、内侍所での臨時御神

楽もまた、継続されていたことが確認できる。これは、恒例御神楽では対処できない事由、換言するならば恒例御神楽では補完できない願意があるからと考えられよう。また、伊勢大神を祀る伊勢神宮について、三節祭など祭祀構造の面から、天皇祭祀・国家祭祀と連動・対応していることが指摘されており、宮中と伊勢の祭祀が深い関係にあることにも注意が必要である<sup>③</sup>。それらを踏まえ、本稿では内侍所御神楽が恒例化される前後の臨時御神楽に着目し、その特徴と意義について考えるものである。

## 一、内侍所臨時御神樂の古例と願意

先行研究が示す通り、内侍所御神樂は当初、臨時で行われており、内裏の火災を契機として恒例化された。いわば恒例化以前の御神樂はすべて「臨時御神樂」であり、その願意は内侍所御神樂の古体を明らかにすることにも繋がるだろう。

内侍所臨時御神樂の史料上の初見については、松前健氏は「内侍所の始まりを、一条院の御世とすることは、『江家次第』以来諸書の伝えたところであるが、その正確な時期を、寛弘二年（一〇〇五）十二月であるとし、同年の十一月十五日の内裏の焼亡、及び翌十二月の宸筆の宣命を伊勢大神宮に奉り、神鏡の被災を告げたという史実（『日本紀略』十二）に結びつける説は、（中略）恐らく最も蓋然性が高い説である」と述べ、それとは別に「寛弘の初回の時」との表現も用いている。また近年では、中本真人氏が松前説を引きつつ「内侍所御神樂は一条天皇の時代に成立したとされている」「一条朝の寛弘二年に開始された内侍所御神樂」などと述べている。<sup>(5)</sup> いずれの論考も、寛弘二年の御神樂がのちの恒例化に影響を与えたという考察のなかで、当該御神樂が初例であるとの認識を受容しているように見受け

られる。

一方で齋木涼子氏は、内侍所御神樂の「確実な初見」として、寛弘二年よりさらに古い長保五年（一〇〇三）四月二十六日の例を見出している。<sup>(6)</sup> しかし、三月の石清水行幸・賀茂行幸・伊勢臨時奉幣を踏まえて「旧御願」によって行われた内侍所神樂と、この伊勢奉幣は何らかの関係があると考えられる」と述べてはいるものの、詳細な検討はなされていない。長保の御神樂が史料上、寛弘の内裏火災以前に見られる初見であることに鑑みれば、この御神樂について齋行の背景を探ることは、内侍所御神樂の根本的性格にも関わってくることを言えば、その後の展開を考える上でも有用と考える。まずはこの点について、先学に導かれつつ考察を試みたい。

長保の御神樂は、『小記目録』巻八「内侍所御神樂」に

長保五年四月廿六日内侍所有「御神樂」事（依「旧御願」也）  
同十一月十四日内侍所御神樂事

と見られる。<sup>(7)</sup> この前後の状況としては、『日本紀略』同年三月四日条に「行「幸石清水八幡宮」、同月七日条に「奉「幣伊勢大神宮」、依「旧御願」、さらに同月二十六日条には「賀茂社行幸」

とあり、時の一条天皇による何らかの祈りがあったことが窺えるところにも、祈願対象から国家的な祈りであったと見られる。こうした状況から、「旧御願」による長保五年の内侍所御神樂も、これら一連の中に組み込まれたものと解せられる。

一連の「旧御願」については、伊勢奉幣に関する『本朝世紀』長保五年三月七日条に、

則以「長保三年」、御内心所「被」立「申御願也。随「願依」相「叶祈禱」、為「遂」件御願」

とあることから、長保三年を契機として内心に抱かれたものであることが窺える。

長保三年と言えば、『権記』長保三年十一月十八日条に「今夜亥刻許内裏焼亡、主上先出御職曹司云々」とあるなど、天皇も避難した内裏火災があった年である。同月二十八日には焼亡後の奉幣・山陵使発遣について話し合われ、八省において大祓が行われている（『権記』）。同年十二月二十七日には、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・大神の六社に臨時の奉幣が行われたほか、一カ月後の閏十二月二十二日には東三条院が崩御している（以上『日本紀略』）。内裏は二年前の六月十四日にも罹災

しており、同月二十七日に伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、大原野、春日、住吉、祇園の九社に臨時奉幣がなされ、今回の火災の一年前に完成したばかりだった。

長保四年七月十九日には新造内裏の立柱上棟があり、五年五月の御神樂後、九月十六日には内裏造営の「御祈」のため伊勢以下七社に幣帛使が差遣され、二十日に新造内裏が完成、十月八日に天皇が新造内裏に還御しており、十一月五日には造営叙位が行われている（以上『日本紀略』）。長保元年の内裏火災と翌年の再建、同三年の火災と翌年の再建、それらに伴う奉幣及び、周辺状況に鑑みれば、長保五年四月時点での「旧御願」、すなわち長保三年を以て一条天皇の内心に抱いていた「御願」は、内裏の無事完成への祈願を含めた、内裏再建に対する格別の思召しと見ることができないか。その視点に立つ時、十一月の御神樂は、新造内裏が完成して天皇が還御し、造営の叙位が行われたのちに実施されていることから、四月の御神樂に対応する新造内裏完成への奉幣であるとも考えられよう。なお、天皇の「御願」に関しては、公祭との関係を踏まえる必要がある。

## 二、神鏡奉遷と御神樂

さて、ここで先学の指摘する寛弘二年の火災を契機とする内侍所御神樂実施に関し、流れについて確認したい。

内侍所の神鏡は、天徳四年(九六〇)に内裏が火災に見舞われるものの無傷で見つかる。そして寛弘二年(一〇〇五)の罹災の際に内々に御神樂が奏される。と、新造奉遷へと遷す際に光り輝くという奇譚<sup>13)</sup>があり、いわば神鏡の靈験が確認されたのだった。長暦二年(一〇三八)には、後朱雀天皇から内侍所御神樂恒例化の思召しが示されている。<sup>14)</sup>

一方、恒例化の思召しがあったのちも、奉遷に際しての臨時御神樂が、寛弘の例を先例として続けられている。

例えば『御神樂部類記』所引『山塊記』永暦元年(一〇七七)四月十九日条には

奉<sub>レ</sub>渡新造御辛櫃、任<sub>レ</sub>長久例、長久元九自<sub>レ</sub>廿八<sub>レ</sub>三ヶ夜  
被<sub>レ</sub>行有<sub>レ</sub>宮人、自<sub>レ</sub>今夜<sub>レ</sub>三ヶ夜被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>御神樂

とあり、この年に神鏡を新造辛櫃に納める際に御神樂扇行の例

が見られる。辛櫃を改めた経緯については、『百鍊抄』永暦元年四月十九日条に、

内侍所神鏡奉<sub>レ</sub>納新造辛櫃、去年十二月廿六日、信賴卿乱逆之間、師仲卿破<sub>レ</sub>御辛櫃<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>取御体、於<sub>レ</sub>桂辺<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>一宿、其後<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>渡清盛朝臣六波羅亭、造<sub>レ</sub>仮辛櫃<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>納、自<sub>レ</sub>師仲卿姉小路東桐院家、所<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>御温明殿也、左中将忠親朝臣、依<sub>レ</sub>長久例<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>之、自<sub>レ</sub>今夜<sub>レ</sub>三ヶ夜御神樂、

とあることから、平治の乱で源師仲が辛櫃を壊して神鏡を取り出したことにより、平清盛が仮の辛櫃を造つて奉安していたことがわかる。御神樂は、さらに内侍所の新造辛櫃へと奉遷される際に行われ、長久元年の内裏火災に伴う同二年の御神樂が先例となった。

長久の御神樂について、やや長くなるが改めて触れると、『春記』長久元年(一〇四〇)九月九日条に、

皇居上東門院焼亡、(中略)内侍所神鏡在<sub>レ</sub>灰燼中焼損、遣<sub>レ</sub>藏人頭左中将資房、左少将経季等<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>之

と見え、内裏火災の際に神鏡も焼損したことが窺える。同史料同年九月三十日条には

入<sub>レ</sub>夜渡<sub>二</sub>御内侍所<sub>一</sub>、御在所御装束如<sub>二</sub>昨日<sub>一</sub>。予供奉、定房持<sub>二</sub>候御剣<sub>一</sub>。昨日不<sub>レ</sub>候也、公基・信房候<sub>二</sub>渡御<sub>一</sub>之後、有<sub>二</sub>以<sub>二</sub>女官<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>格子<sub>一</sub>、御拜了還御了、主上還御之後、有<sub>二</sub>御神楽事<sub>一</sub>、棟仲・盛任・致永有<sub>レ</sub>障不<sub>二</sub>參入<sub>一</sub>、終夜有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、能<sub>レ</sub>々可<sub>レ</sub>尽<sub>二</sub>其歌曲<sub>一</sub>、一依<sub>レ</sub>仰、々<sub>二</sub>政方<sub>一</sub>也。予祇候砌下<sub>二</sub>行事<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>解<sub>二</sub>束帶<sub>一</sub>、主上御<sub>二</sub>々簾中<sub>一</sub>、猶不<sub>レ</sub>解<sub>二</sub>御装束<sub>一</sub>也。丑終事了、但駒了後有<sub>二</sub>雜風俗歌等<sub>一</sub>、今夜内膳供<sub>二</sub>神鏡御膳<sub>一</sub>如<sub>二</sub>昨日<sub>一</sub>、穀倉院給<sub>二</sub>召人等衝重<sub>一</sub>如<sub>二</sub>昨日<sub>一</sub>、

とあり、この際に内侍所御神楽が行われていたことがわかる。時の後朱雀天皇の御拝があり、御神楽の間、天皇は装束を解かなかつたという。

この時は寛弘の火災時が先例とされ、さらに三カ夜にかけて行われた<sup>⑤</sup>。その理由については、中本氏が「内侍所御神楽が恒例行事と定められたあとに発生しており、御神楽自体が特別な意味を持つ儀礼ではなくなっていたのである。したがって一夜限りの御神楽では、平時の御神楽と差がつかず、(中略)寛弘

の故例を踏まえつつも、それを上回る規模の三ヶ夜の御神楽とされたのではないだろうか」と指摘しており、恒例化に伴う区別が図られたと考えられる。恒例御神楽より丁重に実施したと見てよいだろう。

新造辛櫃への奉遷に際する御神楽は、当初は内裏火災に伴うものだったが、平治の乱の際にも適用された。それは、この御神楽の本質が、原因を問わず神鏡を遷すこと自体にあることを意味する。神鏡は本来、しかるべき辛櫃に納められていなければならず、その状態が失われているということは神威を損ねる非常事態と考えられたのであろう。長久の御神楽は、寛弘の御神楽を先例として行われており、火災に伴う御神楽が、やがて内侍所御神楽の恒例化へと繋がっていく。そこには、寛弘二年の火災に際して新しい辛櫃に納める際に光り輝き「神験」を示したという奇譚が大きな影響を与えていると考えられる。

内侍所の神鏡について、『本朝世紀』に示されているように、天慶元年の奉遷に際する奇譚が記され、すでに伊勢大神との関連性や祭祀の対象となるものだったことから、奉遷に伴う御神楽は神鏡の「神験」に由来する最も繋がりが深い種類の御神楽とも言える。このように見えていくと、寛弘の例は長久の先例となり、長久の例は永暦の先例となつて、神鏡奉遷を目的とする臨

時御神樂の流れができて、看守できる。それは、神鏡は然るべき辛櫃に納められた状態でなければならぬという、在るべき状態を損なっている非常時への対処と言える。しかもこうした事故が頻発した時代と言え、都度、前例に倣う形で神鏡奉遷が行われたことから、この臨時御神樂が事実上「恒例化」されていったと考えられる。それがひいては、神鏡慰撫としての恒例御神樂への端緒が開かれることとなったのである。

### 三、その他の内侍所臨時御神樂

一方で、内侍所臨時御神樂は、長暦二年(一〇三八)の恒例化の思召し、あるいは神鏡奉遷の目的以外にも行われていることが、諸史料より確認できる。次にこれらの例について取り挙げていきたい。

恒例化以前で言えば、例えば『小右記』長和四年(一〇一五)閏六月二十三日条が挙げられる。

今夜、於<sub>レ</sub>内侍所<sub>レ</sub>恐所御前<sub>一</sub>有<sub>二</sub>神樂<sub>ニ</sub>云々

明日伊勢使参議公信、被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>左右馬寮御馬各一疋<sub>一</sub>、御幣如<sub>レ</sub>例、今日宣命趣可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>權大納言頼通<sub>一</sub>、若玉体

復<sub>レ</sub>例者、可<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>神宝<sub>一</sub>之由等也、又廿八日神社使中納言、事趣如<sub>二</sub>伊勢宣命<sub>一</sub>、但毎<sub>レ</sub>社被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>寮馬一疋<sub>一</sub>、左府申云、頭召<sub>二</sub>使々納言<sub>一</sub>、各々召仰可<sub>レ</sub>宜者、上卿不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>伝仰<sub>一</sub>、石清水使中納言経房、賀茂中納言行成、平野中納言俊賢、大原野中納言教通、今朝頭中將資平所<sub>レ</sub>談也

御神樂の記事、自体は簡単なもので、後段には伊勢奉幣と神宝・神馬奉納、四社奉幣に関する記事が続いている。注目すべきは、奉幣を議するなかに「若玉体復<sub>レ</sub>例者」と見えることである。「伊勢公卿勅使雜例」にも「宣命趣(御葉)」とあり、玉体が正常の状態ではなかったことが窺える。時の三条天皇は前年から眼病を患っており、結果として翌年に讓位、さらに翌年の寛仁元年(一〇一七)には崩御する。そのような中で、臨時御神樂が行われていることは、玉体平癒との関係窺わせる。

また、『左経記』寛仁四年(一〇二〇)十二月二十八日条には、「今夜有<sub>二</sub>内侍所御神樂<sub>ニ</sub>云々」とある。十二月に行われているが、恒例化以前の御神樂であり、斎行理由は直接的に記されていないものの、この前後に並行してさまざまな祈りが行われていたことが諸史料から窺える。同年十二月三日には「疫癘」のため「四角四堺祭」が(『小右記』)、同月十九日には「疫病」

により大極殿で仁王会が（『左経記』）、さらに翌閏十二月二十五日には大極殿での仁王経後、三日間の読経があり、昨今の「京畿外国死者」が多かった（『小右記』）という。

これらのことから、当時、疫病が流行していたことが窺え、『日本紀略』や『百鍊抄』には春に疱疹が流行していることが記されており、寛仁四年だけでも、十二月以前にも表のように対処記事が散見される。

この掲載量を見ても、一年を通じて疫病にどれほど悩まされていたかが窺える。『小右記』寛仁四年九月十三日条では天皇の発病が見え、藤原道長など要人の発病記事<sup>(18)</sup>も見られる。

こうした状況の一端を垣間見る例が『栄花物語』「十七 本のしづく」に見られる。本文はやや長いので、概要を以下に示す。

京で「もがさ」、つまり疫病が流行しているおり、筑紫でも旧年、疫病が流行して騒ぎになっていたのだった。人々は、京での疫病を「前の大式」である藤原高家が、道長に献上した辛の綾錦から広まったのではないかと噂したという。

隆家は呪詛の疑いをかけられて出雲に左遷された経緯を持っている<sup>(19)</sup>。打ち続く疫病の原因として、政争と関連付けた声も上がっていることから、人々の不安が甚だしかったことが看取できる。

(表) 寛仁4年中の疫病関連記事

4月13日	御惱により宮中で鬼気御祭	『小記目録』
4月21日	明日より五日間御所で読経	『左経記』
4月22日	仁王会前の大祓	『日本紀略』
4月23日	臨時仁王会	『日本紀略』
5月20日	病者があるため相撲節停止	『左経記』
6月17日	陰陽寮に四角四堺祭日時を勘ぜしむ	『左経記』
6月22日	「消除疫癘」のため大極殿で大般若経（僧60口）	『左経記』
7月22日	「消除疫病」のため無量寿院で仁王会	『左経記』
9月13日	天皇発病、明日より読経（僧20）	『小右記』
9月28日	今日から3日間読経（含21寺）	『左経記』
10月7日	御惱により七瀬祓	『左経記』
10月8日	今日より孔雀経不断読経	『小右記』

さらに、別の内侍所御神楽の例として『左経記』万寿五年（一〇二八）四月二十八日条「今夜有二内侍所御神楽一云々」が見られる。こちらも齋行理由に関する記述は見られないものの、周辺状況を見ていくと、同年五月三日に「疾疫旱魃之災」を消すために大極殿で僧六十口による大般若経を転読した記事が見え、国家的な祈りとして疫病・旱魃の消除が祈られていることが窺える。旱魃については、万寿五年四月十二日に神泉苑の池辺で請雨経を修しており、時期を同じくする。さらにこの年の七月二十五日には「疫癘炎旱」により「長元」への改元及びそれに伴う大赦もなされており、旱魃と疫病が深刻なものだったことが窺えよう。

以上みてきた臨時御神楽は、玉体の不安や旱魃・疫病など、時代背景として何らかの国家的な危機があったことが看取できる。こうした御神楽が臨時のものであること、そして先に見た長保三年の御神楽が「旧御願」によるものであること、さらには寛弘の火災での御神楽が一条天皇の行わせたものであり、長久の御神楽もまた後朱雀天皇の命によって神鏡の神験が確かめられた事例であることを踏まえると、内侍所御神楽は天皇の「御願」によって実施されるものと解することができる。その他の臨時御神楽の周辺に合った状況、すなわち玉体不予や疫病につ

いて、御神楽の「御願」はそれらの解消であったと考えてよいだろう。

神鏡奉遷の臨時御神楽についても、在るべき姿が損なわれているという緊急事態によるものであることから「恒例化」が進んだ事情が見られたが、そもそも始まりが天皇による神験の確認であることから、要素は薄れているものの「御願」による御神楽の範疇を脱するものではないと解することができる。

#### 四、寿永二年の御神楽

こうした流れが前提としてある中で、もう少し時代が下ると、特筆すべき御神楽の齋行事由が出てくる。すなわち、寿永二年（一一八三）と元暦二年の例である。

寿永二年については、『玉葉』同年五月二十九日条に、

自<sub>レ</sub>今夕<sub>二</sub>三ヶ夜<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>内侍所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>神楽<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>請<sub>レ</sub>征討事<sub>一</sub>、  
並<sub>レ</sub>治承四年奉<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>撰州<sub>一</sub>事<sub>一</sub>云々

とあり、「征討」と「治承四年奉<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>撰州<sub>一</sub>事」について「祈請」されていることがわかる。また、この御神楽について、『御神

樂部類記」には「内侍所御神樂（依<sub>レ</sub>兵革御祈禱自<sub>レ</sub>今夜<sub>レ</sub>斎<sub>レ</sub>行<sub>三</sub>ヶ夜<sub>二</sub>）」とのみ記し、斎行理由として「兵革」すなわち、

『玉葉』で表現されるところの「征討」のみを挙げている。

「治承四年奉渡撰州事」は、平清盛の主導による福原行幸と考えられる。治承四年（一一八〇）六月二日、清盛は福原「遷都」の構想の下、安徳天皇と高倉上皇、後白河法皇の福原行幸を行う。『玉葉』の当該日条には、

敢無<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>由緒<sub>一</sub>之人<sub>上</sub>、疑可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>攻<sub>二</sub>南都<sub>一</sub>（大衆猶蜂起、敢無<sub>レ</sub>和平<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>）之間、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>不慮之恐<sub>一</sub>歟、又余而猶不<sub>レ</sub>休、為<sub>レ</sub>防<sub>二</sub>彼怖畏<sub>一</sub>歟、云<sub>レ</sub>彼云<sub>レ</sub>是、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>洛中之恐<sub>一</sub>事歟、或説、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>遷都<sub>一</sub>云々、縱雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、忽臨幸如何、事体可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>物恠<sub>一</sub>、必有<sub>二</sub>其徵<sub>一</sub>歟、

（中略）

只天魔謀<sub>レ</sub>滅<sub>二</sub>朝家<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>悲々々々、遷幸之儀（以<sub>レ</sub>見物之伝説<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>）自<sub>二</sub>八条通<sub>一</sub>至<sub>二</sub>草津<sub>一</sub>、武士数千騎、二<sub>レ</sub>行並<sub>レ</sub>轡

来<sub>二</sub>幸路<sub>一</sub>、先入道相国、駕<sub>二</sub>屋形輿<sub>一</sub>、

次女車<sub>一</sub>一両　次女房輿<sub>二</sub>二<sub>一</sub>品、及撰政之室家云々

次行幸（鳳輦）、供奉之人々、公卿四人

（中略）

次、撰政（乗<sub>レ</sub>車、前駆二人、殿上人二人、騎馬在<sub>二</sub>車後<sub>一</sub>）次、内侍所

藏人左少弁行隆、左少将有房朝臣等候<sub>レ</sub>之、各騎馬云々

とあつて、藤原兼実の憂慮と共に、今回の行幸がいかに異例だったかが記され、さらに行幸列に「内侍所」が見られることから、神鏡も一緒に遷っていたことが確認できる。『百練抄』寿永二年七月二十二日条にも、のちに触れる平家西下に伴ふ神鏡奉遷の前例として、「賢所渡<sub>二</sub>御城外<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>憚哉、（中略）福原行幸之外無<sub>レ</sub>賢所城外之例<sub>一</sub>」と記されており、それまで神鏡が京外に奉遷されることがなかったことがわかる。

しかし、この「遷都」自体、実現困難な状況が重なっていたことや反対意見の多かったことなどから、十一月十一日に天皇が新造内裏に行幸して新嘗祭の際の五節舞のみが行われ、二十三日には天皇・上皇・法皇は京へと遷幸となった（以上『玉葉』）。先の『御神樂部類記』には治承三年に御神樂を行い、養和元年（一一八一）には高倉上皇崩御による諒闇のために実施しなかったことは書かれているものの、間に挟まれる形の治承四年に関しては記述そのものが見られない。また京外への行幸に伴う奉遷が初例であり、辛櫃が新造された例でもなく、福原・

京都間で奉遷に際して御神楽が行われたかは定かではない。さらに先の寿永の御神楽まで三年が経過していることにも注意が必要であろう。ここでは近例のなかで治承四年の奉遷だけが行われたかどうか定かではない点を指摘するに留めたい。

一方で、寿永二年四月二十六日には、「関東北陸兵革事」のため、伊勢に公卿勅使が差遣されており、寿永の御神楽もまた、「征討」を主眼として行われたことは少なくとも確かである。ここで、当時の時代背景について見ていくと、以下のような事情が窺える。

寿永二年四月九日、「北陸征討事」について伊勢以下十六社に祈りがささげられ、五月三日には加賀国で官軍と源氏の軍が合戦し、十一日には官軍が敗績して多数の死者が出ている（以上『玉葉』）。こうした事態に五月二十一日には院御所で五壇法が修されたほか、六月三日には十社に奉幣使が発遣され、十一日には延暦寺で千僧に読経を行わせている（以上『吉記』）。

これらに鑑みて、当該御神楽における「征討」の対象は、東国における源頼朝らの挙兵といえる。神・仏両面から事態の収束が図られていることから、内侍所の臨時御神楽も、その一環だったことが考えられる。これまで見てきた先例を踏まえれば、今回の御神楽も天皇「御願」による齋行と考えられるが、天皇

の当時の年齢に注意が必要である。時の安徳天皇が五歳であり、この御神楽が天皇の意向により開催されたとは考え難い。

この点については、当時の状況を抑える必要がある。すなわち、治承五年一月十四日に高倉上皇が崩御し（『玉葉』）、十七日には「天下万機法皇如元可聞食之由、被仰下之」（『玉葉』）とあるように、後白河天皇の院政が再開されている点である。当時の平氏は、改元後の養和元年閏二月四日に平清盛が死去しており、六日には跡を継いだ平宗盛が院に恭順を示し、四月十日には後白河院が安徳天皇を八条頼盛邸から閑院に遷している（『吉記』）。これらのことから、後白河院が天皇への影響力を有していたと考えられ、迫る源氏に対する内侍所御神楽も、後白河院の「御願」による齋行と考えられよう。また管見の限り、内侍所御神楽の願意として「征討」を祈願した例は寿永の御神楽が初めてであるが、都に攻め入ろうとする者を阻むという意味では、院の視点から見ての玉体と世上の安穩祈願とも考えられるのではないか。

但し、院の御願による内侍所御神楽の実施は、いわゆる天皇祭祀権を侵す行為でもあるといえる。院による「内侍所祭祀」の齋行例としては『後二条師通記』康和元年六月九日条が挙げられる。

今夜主上渡御内侍所云々、依院御時例所被行也、依世間不静之故也、依院召頭弁□□所令申御也、陰陽師被問日次、今日被行

これは、院旨により天皇が内侍所御拝を行った記事である。時の堀河天皇は十歳、白河院政下でのことであり、院と天皇との関係のなかで実現したと考えられ、院政下での年齢の低い天皇という面で寿永二年の状況と共通している。しかし、この場合は御拝の主体は白河院ではなく堀河天皇であり、院の助言による天皇祭祀権の行使という見方もできる。史料上、今回の御神樂に安徳天皇の出御・御拝の有無は定かではないが、大嘗祭に摂政の介添えがつく例<sup>②</sup>もあるなど、周辺時期の特殊な状況を踏まえれば、形式的にはあるものの天皇祭祀権の侵犯は避けられていたとみることもできよう。

## 五、元暦二年の御神樂

元暦二年（一一八五）にも、臨時御神樂の例がある。すなわち『百鍊抄』元暦二年二月二十日条に「有内侍所臨時御神樂一。依追討御祈一也」とあり、「追討」の祈願であることが

わかる。追討の対象については、『吾妻鏡』同年二月十三日条に

為平家追討御祈請於鶴岡宝前聚鎌倉中僧徒、被転読大般若經京都又被行甘壇之秘法（云云）

とあることから平家であると解せられる。寿永の御神樂を先例としたと見てよいだろう。

なお寿永の御神樂以後も、源氏の勢いは止まらなかつた。寿永二年六月四日には北陸の官軍がことごとく敗績したことが都に伝えられ、七月二十五日には後白河院が「逐電」、平家が都落ちし、二十八日には木曾義仲らが入京している（以上『吾妻鏡』）。征討の対象が、寿永二年の御神樂後、約二カ月で変わった形である。この時期に安徳天皇に代わって擁立された尊成親王（後鳥羽天皇）がわずか五歳であること、引き続き後白河院の院政下であることに鑑みれば、元暦の内侍所御神樂も、院の「御願」によるものと考えられる。

注目すべきは、この御神樂が行われた当時の神鏡の所在である。

○『百鍊抄』寿永二年七月二十二日条

源氏軍兵己着<sub>二</sub>坂本<sub>一</sub>。相<sub>二</sub>率大衆登山云々。上皇。召諸卿<sub>二</sub>有議定<sub>一</sub>。(中略)賢所渡<sub>二</sub>御城外<sub>一</sub>無<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>憚哉。(中略)福原行幸<sub>二</sub>之外。無<sub>二</sub>賢所城外之例<sub>一</sub>。或云。賢所於今度<sub>二</sub>者可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>具。雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>例各別有<sub>二</sub>其恐<sub>一</sub>。或云。猶<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>温明殿<sub>一</sub>。

○同史料同月二十四日条

天皇俄行<sub>二</sub>幸法住寺殿<sub>一</sub>。(上皇御所。)内侍所同渡御。

○同史料同月二十五日条

平家党類前内大臣以下。率<sub>二</sub>一族出<sub>二</sub>奔西国<sub>一</sub>。天皇建礼門院同奉<sub>二</sub>相具<sub>一</sub>。内侍所神鏡神璽宝剑時簡殿上御倚子玄上鈴鹿皆以<sub>二</sub>相具<sub>一</sub>。

以上のことから、平氏が西下の際、「内侍所神鏡神璽宝剑」なども持ち出していたことがわかる。神鏡の帰還は文治元年<sup>(28)</sup>であり、元暦二年当時、内侍所に神鏡がないのは明らかである。

この点について『後鳥羽天皇即位記』元暦元年七月二十八日条の即位儀の次第に、

主上出御、内侍二人(無<sub>二</sub>御劍等<sub>一</sub>、頭中将并右中将雅賢朝臣扶持之)、(中略)内侍如<sub>レ</sub>例候<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>、

とあり、本来内侍の捧持すべき「御劍等」がないことがわかる。また後鳥羽天皇の即位に際しては、神鏡を含め「三種宝物」がないことが問題となっており、後白河院も、安徳天皇が都落ちしたとはいえ在位中での新帝擁立に難色を示している<sup>(29)</sup>。

内侍所で御神楽を行ったことについては、石清水八幡宮文書『御神楽雜記 乾』所引の『定能卿記』に、

元暦二年二月廿四日、於<sub>二</sub>八幡被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御神楽<sub>一</sub>、(去廿日先於<sub>二</sub>内侍所被<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>)是内侍所無<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御入洛<sub>一</sub>御祈也

とあることから窺える。都の公家たちにとって、「三種宝物」は都になければならないという認識であり、その帰還が祈られるべきものであった。さらに『吾妻鏡』には、「二月廿七日辛巳、入<sub>レ</sub>夜為<sub>二</sub>追討御祈<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>賀茂社被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>御神楽<sub>一</sub>有<sub>二</sub>宮人曲<sub>一</sub>」(云々)とあって、二十七日に賀茂社でも追討のための御神楽があり、「宮人」が奏されたことが見える。このことから、おそらく元暦の内侍所臨時御神楽は、石清水八幡宮と賀茂社で

の臨時御神楽という国家的な祈願と連動する形で行われたと考  
えられよう。

その点を踏まえつつ、『山槐記』元暦元年七月五日条を見ると、  
興味深い記述がある。

今夜自<sup>三</sup>閑院遷幸大内、(中略)内侍所渡御(内侍所自<sup>三</sup>  
西海未還御、只御辛櫃許也、用<sup>三</sup>如在例、)(中略)無劍  
靈<sup>二</sup>行幸我朝始也、可<sup>レ</sup>悲々々、

本史料は、天皇の内侍所渡御に関する記述だが、神鏡が西下  
しており辛櫃のみの状態のため、「如在例」を用いたと記され  
ている。「無い」神鏡を「在る」と見立てたのである。

また、時代がやや遡るが、寿永二年八月十五日に後白河院の  
仰せによつて提出された藤原俊経による勘文が『大日本史料』  
所収の『伊呂波字類抄』「神靈鏡劍等事」に収められており、  
そこには

今案、神靈鏡劍者、天照大神賜<sup>三</sup>皇孫天忍穗耳尊<sup>二</sup>永為<sup>三</sup>天  
靈<sup>一</sup>、(中略)而事不<sup>レ</sup>凶令<sup>三</sup>縦散失<sup>二</sup>、神若為<sup>レ</sup>神其宝蓋婦(中  
略)天照大神幽居之時、依<sup>三</sup>諸神之禱<sup>二</sup>即出<sup>三</sup>天<sup>二</sup>磐戸、天神

之<sup>レ</sup>誓祈謝出馬可<sup>レ</sup>知者歟云々

とあって、天岩戸神話を引きつつ、「神靈鏡劍」はたとえ離れ  
たとしても、自ずと天皇のもとに戻ってくるという考え方が記  
されており、神鏡還御の祈りには、こうした思想が背景にあつ  
たと考えられる。

元暦の御神楽に限って言えば、石清水社での御神楽に神鏡還  
御の祈りがこめられていることと合わせることで、「如在」の  
内侍所への祈りを行い得たとも言えるのではないだろうか。さ  
らに、内侍所の天皇守護の側面を踏まえれば、この時の内侍所  
御神楽が、伊勢の神宮への遙拝であったとも考えられるのでは  
ないだろうか。それは翻つて、内侍所御神楽の本来的な意義が、  
神鏡を通じた伊勢への祈りであることを示唆するともいえる。<sup>(30)</sup>  
この点については、伊勢神宮祭祀との関係、或いは伊勢への奉  
幣や公卿勅使を視野に入れる必要があると考えるが、紙幅の関  
係もあるので別稿に譲ることとしたい。

内侍所が都外に出る例は、先述のように当初は福原行幸が語  
られるが、平家西下以降はこの例が挙げられている。元暦の御  
神楽はあくまで異例のものといえ、その後の内侍所の取扱いの  
指標として影響を与えたことが窺える。

おわりに

以上、甚だ雑駁ではあるが、内侍所臨時御神楽について考えてきた。当該御神楽が寛弘の火災以前にも齋行されていること、臨時御神楽は恒例御神楽へと繋がる流れと、それを補完する形での臨時御神楽の流れとがあること、御神楽には齋行要件としての「御願」が根底にあり「何によって齋行するか」は天皇の主体性が介在していることを明らかにした。一方で神鏡の神験に関わる奉遷の御神楽に関しては、あるべき状態が失われているという点で緊急性を有するものであり、災害のたびに行われ、それが頻発した時代状況も相俟って一種の「恒例化」がなされたが、要素は薄くなったものの「御願」によるものであると考えられた。

その上で、非常時に際する院の「御願」による齋行例も見られ、平家西下後の都では神鏡不在時に神鏡還御の祈りと合せて「如在」としても行われたことを指摘した。

こうして見ていくと、齋行要件となる「御願」は前例を踏まえつつも、ある程度の振れ幅のあることが看取できる。平安末期においては院による齋行例も見出せたが、そこには院と天皇

の関係、幼帝の増加などの影響が考えられる。

臨時御神楽が恒例化後も続いているということは、目的によって恒例御神楽を補完する形での使い分けがなされていると言え、天皇の「内侍所」への信仰の篤さの一端を垣間見るものである。<sup>⑤</sup>とくに平安末期、幼帝においては事実上齋行不可能と言え、例外的ではあるが、いわば院の「御願」の齋行例があるが争乱や神鏡不在という特異な状況での齋行であるとともに、世上あるいは都が乱れる可能性に鑑みれば、広義において、疫病に際する世の中の安定や玉体の安穩を祈る御神楽と同義とも言える。御神楽の願意としては、院主導ではありつつも本来の御神楽の範疇を逸脱していないと見ることができよう。そのことは翻って、天皇にとつての内侍所の重要性が表れていると言える。

なお、今回は臨時御神楽の流れの身に着目して考察を試みた。内侍所御神楽には伊勢との関係や、臨時祭奉幣などによる天皇の「御願」そのものをも踏まえた上での、恒例十二月の御神楽の御神楽も含め、天皇祭祀権の中での位置付けについても考える必要があるだろう。それは内侍所祭祀そのものの性格にもつながる事であり、今後の検討課題としたい。

註

- (1) 『本朝世紀』天慶元年(九三八)七月十三日条。同史料の史料性に  
いては、宮地直一「内侍所神鏡考」、『神道史学 第一輯』国民信仰研  
究所、昭和二十四年六月、渡部真弓「神鏡奉斎考」、『神道史研究  
三八—二 神道史学会、平成二年四月】
- (2) 『春記』長久二年九月二十八日条
- (3) 藤森馨『古代天皇祭祀と神宮祭祀』(吉川弘文館、平成二十九年十一月、  
岡田莊司「事典 古代の祭祀と年中行事」(吉川弘文館、平成三十  
一年二月)
- (4) 松前健「第二章 内侍所御神樂の成立」(松前健著作集 第四卷 神  
と芸能) おうふう、平成十年一月十五日】
- (5) 中本真人「第二章 内侍所御神樂成立の前後—尾張兼時考—」  
〔宮廷御神樂芸能史』新典社、平成二十四年十月四日】
- (6) 齋木涼子「十一世紀における天皇權威の変化」(『古代文化』第六〇卷  
第四号、財団法人古代学協会、平成二十一年三月三十日)
- (7) なお、「二代要記」(「二条院」)の長保四年(一〇〇二)には、「五月五  
日最勝講始行之内侍所御神樂始之」とある。しかし、この記述のほか、  
例えば日記などの同時代的な史料には管見の限り記述が見られない。
- (8) 『日本紀略』長保元年六月十四日条
- (9) 『本朝世紀』長保元年六月二十七日条
- (10) また一方で、神鏡が里内裏から新造内裏に移されていることや、奉遷  
の際に「靈験」が確認された天慶元年の故事に鑑みれば、奉遷に伴う  
御神樂の古い例と見ることもできるのではないだろうか。
- (11) 『小右記』天徳四年九月二十四日条など
- (12) 『春記』長久二年九月二十八日条
- (13) 『小右記』寛弘二年十二月十日条
- (14) 『春記』長暦二年十二月十日条
- (15) 『春記』同年同月二十八日条
- (16) 中本真人「宮廷御神樂芸能史」(新典社、平成二十四年十月四日)
- (17) 同年十一月十七日には内裏が焼亡している(『小右記』など)
- (18) 『日本紀略』寛仁四年三月条「此春、人民患「疱瘡」」及び四月条「今  
年自「春患」疱瘡、四月殊甚」、『百練抄』同年条「今年、疱瘡流行、天  
下煩レ之」
- (19) 玉体の不予が国家の危機と密接なものだったことが古代における理解  
としてあったことについては、小林宣彦「律令期神祇制の再検討」(靈  
験と崇りをめぐる神事のシステム化を中心に)、『國學院雜誌』一一二  
—二、平成二十三年二月)、岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系  
—古代の崇神—」(『神道宗教』一九九・二〇〇、神道宗教学会、平成  
十七年十月) など
- (20) 『左経記』寛仁四年五月一日条、『小右記』寛仁四年十一月五日条
- (21) 石原のり子「『大鏡』における藤原隆家、実仁親王・輔仁親王を視座  
として」(『語文』八八) 平成十九年六月、関口力「藤原隆家考」(実  
資との関係を通して)、『国史学』一一五(昭和五十六年十二月)
- (22) 『日本紀略』万寿五年五月三日条
- (23) 柳原家本「祈雨日記」(宮内庁書陵部図書寮文庫・柳一三五)
- (24) 『日本紀略』万寿五年七月二十五日条
- (25) 『伊勢公卿勅使雜例』(『統群書類従 第一輯下』平成二十五年四月)
- (26) 内侍所と戦乱との関係として、『小右記』寛仁二年十一月四日条に「  
日内侍所而度鳴(御占云、兵革事云々)」とあり、内侍所が兵革を知  
らせることもあった。
- (27) 「大嘗会卯日御記」(図書寮叢刊「九条家歴世記録 二」(宮内庁書陵部、  
平成元年)
- (28) 『百練抄』文治元年四月二十五日条「戊刻神鏡靈自「鳥羽入御」、及び  
同月二十七日条「内侍所自「官朝所」渡御「温明殿」、自「今夜三箇日有

(29) 「御神楽事」、神靈同奉、渡也」

『玉葉』寿永二年八月六日条。九条兼実は継体天皇の例を引いて「三種宝物」のない状態での即位を正当化している。

(30) 天皇祭祀と遷拜に関しては、岡田莊司「公開学術講演会（平成三十年十一月十七日）古代と近代の大嘗祭と祭祀制」（『國學院大學研究開発推進機構紀要 一一』平成三十一年三月）など

(31) 『百練抄』寿永二年七月二十二日条「賢所渡御城外無先例、可憚哉、（中略）福原行幸之外無賢所城外之例」

(32) なお、猪瀬千尋氏が中世の内侍所御神楽に関して斎行内容から、「遷幸の御神楽」「秋の内侍所御神楽」「讓国の御神楽」「追討御祈のための御神楽」の四つに区分している。それによれば、「秋の内侍所御神楽」は永仁四年（一二九六）が初例で、「讓国の御神楽」については十四世紀末になって成立したものである。少なくとも「追討御祈」がやや古く、「遷幸」がより古い例であり、中世にも統いていたとともに、斎行内容の種類も増えていったことが言える。（『中世王権の音楽と儀礼』笠間書院、平成三十年二月）